

復興状況の報告【概要版】



(H24. 11. 9 第5回復興推進委員会資料 宮城県)

○ : 取組等, ● : 課題

中間報告の重点検討項目の取組状況等(主要な取組の抜粋)

(1) 地域づくり・住宅再建の早期実現

【県内の状況】

- CM方式の活用(東松島市)
- 集団移転元地の将来の土地利用計画
- 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

(2) 生活復興から発展する地域包括ケア

【県内の状況】

- 関係機関の連携と住民ニーズの共有による被災者支援(東松島市)
- まちづくりと一体的な地域包括ケア体制の整備, 財源措置の継続

(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援

【県内の状況】

- 防潮堤復旧における関係機関の支援について

(4) 福島をはじめとする原子力災害からの復興

【県内の状況】

(5) 自治体, 支援者等における事例共有と被災者による情報共有を通じた協働

- 県と沿岸15市町震災復興計画所管部課長会議の開催
- 市民が主体となったまちづくり検討(岩沼市)

(6) 災害の記録と伝承

- 東日本大震災メモリアルパーク構想
- 災害の記録を後世に伝える機能をもった施設の整備
- 震災遺構の保存のルールづくり, 保存費用の財政支援
- 震災の記憶の風化防止

(1) 地域づくり・住宅再建の早期実現

県内の状況

- 壊滅的な津波被害を受けた沿岸市町では、住民の合意形成を図りながら、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業などを活用し、新しいまちづくり事業に取り組んでいる。

事業	計画数	大臣同意・都市計画決定数等
防災集団移転促進事業 (平成24年10月31日現在)	185地区	145地区 (大臣同意)
被災市街地復興土地区画整理事業 (平成24年10月31日現在)	30地区	9地区 (都市計画決定)
災害公営住宅 (平成24年10月31日現在)	約15,000戸	16市町38地区 2,777戸 (事業着手数)

- 岩沼市では、平成24年8月5日に玉浦西地区の防災集団移転事業の造成工事に着手した。
- 女川町では、平成24年9月29日に被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業など復興に向けた一連のまちづくり事業の着工式が行われた。
- 東松島市では、平成24年10月25日に野蒜北部丘陵地区の被災市街地復興土地区画整理事業をはじめとする復興まちづくり整備事業の着手式が開催された。
- 被災自治体においては、従来の規模をはるかに超える事業の実施が必要なため、マンパワー不足が深刻な問題となっている。その対策として、任期付き職員の採用によるマンパワーの確保のほか、CM(コンストラクション・マネジメント)方式などによる発注業務支援策が行われている。

(1) 地域づくり・住宅再建の早期実現

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：CM方式の活用（東松島市）

東松島市野蒜北部丘陵地区は，市内沿岸部の津波によって著しく被害を受けた市民の集団移転先として整備を行うものであり，あわせて，市民の足であるJR仙石線についても当地区内で復旧される等，新野蒜駅，新東名駅の2駅や教育施設，福祉施設，住宅地等の一体整備による新たな市街地形成を予定している地区である。

当地区の整備において東松島市は，UR都市機構と協力協定及び事業受委託を結んでおり，現在URによる公募型プロポーザルでのCMR（コンストラクション・マネージャー）業者選定の手続きが行われている。

◇困難な点，今後の課題等

課題：集団移転元地の将来の土地利用計画

東松島市野蒜地区全体について，北部丘陵地の新市街地形成に向けた準備は着々と進捗しているものの，移転元地の南地区などの広大な土地利用に関する方針は未だ固まっておらず，市内の他地区もあわせて，集団移転元地の将来の土地利用計画の早期検討が東松島市の大きな課題となっている。

◇困難な点，今後の課題等

課題：各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

復旧・復興を進めるに当たり，災害復旧事業等では，資材や人件費の高騰による入札不調などにより，相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難な状況となっているため，やむを得ず明許繰越年度内に完了しない各種事業について，事故繰越を定める財政法第四十二条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と，1回限りとされている事故繰越の複数回の承認について，特別の措置が必要である。

加えて，その際の事務手続についても，繰越事由の一本化や提出書類の削減など，大幅に簡素化するとともに，事故繰越が認められない場合には，各種事業が来年度以降も継続的に実施できるような財政措置が必要である。

(2) 生活復興から発展する地域包括ケア

県内の状況

- 震災で住まいを失った被災者は、プレハブ応急仮設住宅や民間賃貸借上住宅等の約4万4千戸に約11万人が生活している。

平成24年10月5日現在

応急仮設住宅の種別	所在市町村数 建設戸数	入居戸・入居者数
プレハブ仮設住宅	15市町 22,095戸	21,105戸 50,966人
民間賃貸借上住宅	35市町 —	22,080戸 58,926人
その他の仮設住宅	16市町村 —	1,082戸 2,508人
合計	—	44,267戸 112,400人

- 被災した高齢者等が応急仮設住宅や在宅で安心して生活できるよう、応急仮設住宅内などに介護・福祉サービスを提供するサポートセンターを設置し、健康や生活に関する相談などを行っている。

サポートセンターは13市町に61箇所を設置予定である(平成24年10月31日現在、13市町に58箇所開設済)。

- 県外に避難した被災者については、総務省の「全国避難者情報システム」をもとに約8,800人と把握している。全ての都道府県に本県からの避難者を受け入れていただいている。

避難者の受入自治体等が実施する交流会に本県職員が出向いて、情報提供やニーズ把握に努めている。

平成24年10月5日現在

項目		避難者数							
県外避難者		8,766名							
【地域別】									
北海道	東北	関東	甲信越	北陸	東海	関西	中国	四国	九州
506名	2,498名	2,668名	399名	164名	683名	853名	233名	93名	669名

(2) 生活復興から発展する地域包括ケア

◇関連施策, うまくいっている取組等

取組：関係機関の連携と住民ニーズの共有による被災者支援(東松島市)

東松島市では、社会福祉協議会において市内3地区のサポート拠点とこれを統括する中央サポートセンターを運営している。

サポート拠点に寄せられた住民ニーズは、市保健福祉担当課及び生活再建担当課等に繋がれ、住民への個別支援や地域支援に反映されるほか、毎月の仮設住宅代表者会議に行政・サポートセンター職員ほか支援関係者が参加し情報共有が図られている。

また、プレハブ仮設以外の民間賃貸借上住宅についても、民生委員と市社会福祉協議会が連携して訪問活動を実施しているほか、在宅被災者への支援活動として、専門職の戸別訪問による総合相談支援を県社会福祉士会に委託し実施している。

更に、NPOや復興支援団体で組織する東松島復興協議会の定例会議にも参画し、ボランティア調整など連携を図っている。自治会や住民からの支援ニーズを行政・支援関係団体が連携し、具体的な対応へと反映する体制が整備され機能している。

今後プレハブ仮設地区以外の被災地域内に新たにサポート拠点(2カ所)を開設する予定であり、仮設住宅からの移行を視野に入れて、具体的な支援体制の整備について検討が始まっている。

災害公営住宅の建設については、市の建築部局と福祉部局が協議を開始している。



東松島市鳴瀬被災者サポートセンターと活動の様子



◇困難な点, 今後の課題等

課題：まちづくりと一体的な地域包括ケア体制の整備
財源措置の継続

各地域で地域包括ケアについての理解は深まりつつあるが、被災地住民の集団移転の方向性などを睨んで、まちづくりと一体的に整備していく必要がある。

今後、災害公営住宅での見守り支援や、地域包括支援センターの機能拡充等に対応する人員配置が必要になるが、現在の地域支え合い体制づくり事業終了後は財源措置がない。震災からの復興を起点として地域包括ケアの体制を整備・運営していくためには、恒常的な財源措置が必要である。

(3)被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援

県内の状況

- 被災した商工業・観光の再生と被災者の生活を支える雇用の創出を最優先課題として取り組んでいる。

中小企業等グループ補助金による支援状況（平成24年10月末現在）

年度	予算額 (国費県費合計)	応募グループ数	要望額	採択件数	採択金額
H23	1,218.2 億円	527 (延べ)	4,031.4億円 (延べ)	65	1,195.7億円
H24	315 億円	147	1,440.5億円	24	275.6億円

県内の公共職業安定所別有効求人倍率

	全体	仙台	石巻	塩釜	気仙沼
H23年4月	0.46	0.50	0.28	0.27	0.19
H24年9月	1.08	1.31	1.14	0.88	1.03

※石巻及び気仙沼地域の有効求人倍率が1倍を超えているが、これは求人数がほぼ横ばいであるのに対し、求職者数が減少していることによるものである。これらの地域では、希望職種や賃金などのほか、被災地特有の求人・求職のミスマッチが続いており、中高年女性を中心に依然として厳しい雇用情勢にある。

- 沿岸部を中心に農林水産業は甚大な被害を受けたが、農地の除塩や園芸用ハウスの復旧、漁港や魚市場の復旧に伴い、生産は徐々に回復してきている。
- 水稲作付面積の復旧率 86%（平成24年7月末現在）
農地復旧の着手率 55%（平成24年7月末現在）
- 漁港の復旧工事着手率 49%（平成24年9月末現在）
漁船の稼働隻数の復旧率 64%（平成24年7月末現在）

(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援

◇困難な点、今後の課題等

課題：防潮堤復旧における関係機関の支援について

甚大な被害を受けた保安林（海岸防災林）及び防潮堤等の保安施設の復旧については、国の支援を受け、治山事業により取り組んでいる。

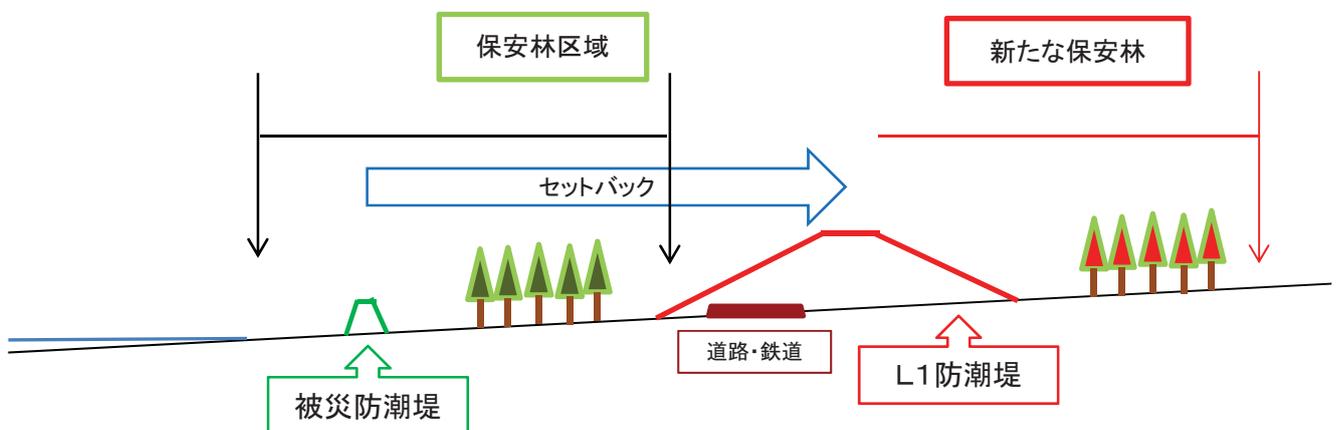
今回の大震災では、海岸堤防の復旧を予定している地区のうち、前浜を海水浴場として利用している箇所では、堤防のセットバックを要望されているが、その場合、現在の保安林区域から外れてしまうため、新たな保安林指定とそのための用地の確保が必要となる。

また、背後にJRや国・県道等があるところもあり、これらの移設も必要になるため、これらの用地の補償等について、関係機関との協議が必要となる。

しかしながら、単一の機関・事業のみでは、問題の解決が進まないことから、セットバックなど地域住民の要望に応えたまちづくり計画を進めるためには、関係機関の連携・調整などの支援が必要である。

併せて、治山事業においても新たな保安林及び施設用地を取得する際の予算措置が必要である。

【事例】 防潮堤建設のために新たに用地が必要



(4)福島をはじめとする原子力災害からの復興

県内の状況

- 福島第一原発事故に伴う放射性物質の影響は県内全域におよび、特に、県南部、栗原市及び牡鹿半島の一部において、年間被ばく線量が1ミリシーベルト以上の汚染が明らかになっている。
- このため、白石市外7市町は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、小中学校や公園など子どもの生活環境を優先して除染を始め、現在、学校関係は終了しつつある。
- 他方で放射性物質の影響は、農林水産業や観光業などの本県の産業にも広範で深刻な被害を及ぼしている。
- しかし、国の原子力損害賠償紛争審査会が定めた指針に明示されていない本県の農林水産業の風評被害は、原子力損害の個別立証が困難なことから損害賠償請求に至っていない事例が多く、また、請求しても指針に明記されていないため、東京電力が賠償に応じないケースがある。そのため、風評被害を含めた全ての損害について、賠償すべき対象として早急に指針に明示される必要がある。
また、東京電力には、被害者の立場に立って十分に確実な賠償を迅速に行うことが求められている。
- ※ 平成24年10月18日、東京電力は福島第一原発事故で風評被害を受けた観光業者に対する損害賠償の対象地域を東北全域に拡大すると発表した。
- なお、放射性物質を含んだ稲わらや汚泥の管理・処理などを巡っては、解決されていない課題が山積しており、国による早急な対策が必要とされている。

(5) 自治体，支援者等における事例共有と被災者による情報共有を通じた協働

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：市民が主体となったまちづくり検討（岩沼市）

岩沼市は玉浦西地区に，甚大な住宅被害を受けた市内沿岸6地区を，集約して移転させることとしており，東日本大震災の被災地における集団移転先開発の中で最も早く現地着工（平成24年8月）している。

当地区のまちづくりにおいては，総合的にまちづくりの方針を検討することを目的として，学識経験者や集団移転対象地区の市民及び玉浦西地区周辺の市民からなる「玉浦西地区まちづくり検討委員会」を平成24年6月に設立している。

これまで9回にわたり議論を重ねており，平成24年9月19日，玉浦西地区のまちづくり方針及び土地利用計画を報告書として取りまとめ，委員長より市長へ報告したところである。

今後，岩沼市では報告を参考に，当地区の土地利用計画を具体化し，市民と協働した復興まちづくりを進めていくこととしている。

市民が主体となってまちづくりを考えるこの取組により，ハード整備だけでなく，コミュニティの形成など，生活面も含めた「まちのあり方」の議論も進み，持続可能な「まち」の形成に繋がると期待される。

グループワークの様子（第4回）



玉浦西地区土地利用計画【検討委員会報告】



(6) 災害の記録と伝承

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：東日本大震災メモリアルパーク構想

震災の記録と伝承のためには，震災津波博物館等の伝承施設と震災遺構の保存事業が重要であることから，政府要望において施設の設置と遺構の保存の財政支援を要望しているが，時期尚早として，未だ国は見解を示していない。

東日本大震災復興祈念プロジェクト調査研究事業などを行い，必要性を検討しているが，施設設置の目処がたない状況で，資料の散在や遺構の撤去が進んでいる。

また，保存・解体で住民の意見が割れている遺構もあり，対応に苦慮している被災市町もある。

◇困難な点，今後の課題等

課題：災害の記録を後世に伝える機能をもった施設の整備
震災遺構の保存のルールづくり，保存費用の財政支援
震災の記憶の風化防止

災害の記録の伝承は，個々の機関で収集するアーカイブの公開や散発的なパネル展示だけではまかないきれず，今後の災害防止に対応できない。今回の東日本大震災を総括し，後世に確実に伝えるためには，総合的な展示やしっかりした防災教育，大学の災害研究を住民に伝える機能をもった施設等の整備を国において検討する必要がある。

さらに，震災遺構は，生きた防災教育の拠点として重要な施設であるが，被災市町は，住民感情への配慮や多大な撤去費用の負担を回避するため，撤去せざるを得ない状況である。震災遺構は，復興のシンボル，防災教育の拠点，鎮魂として活用されるべきであり，「人命を守った施設」「防災上反省すべき施設」など，保存のルールづくりをする必要がある。また，保存の際の財政支援を検討すべきである。

震災の記憶の風化が都市部で著しく，被災地支援のモチベーションが下がり，復興の進捗への影響も懸念されている。震災津波博物館ができるまでの間，現在行っている様々な災害記録の伝承の取組を集約し，展示や情報発信を行う施設を集客の期待できる場所に速やかに整備する方向で検討していく必要がある。



復興状況の報告

資料1-2
宮城県提出資料②

(H24.11.9 第5回復興推進委員会資料 宮城県)

○ : 取組等, ● : 課題

中間報告の重点検討項目の取組状況等

(1) 地域づくり・住宅再建の早期実現

【県内の状況】

①被災地方公共団体の体制支援の継続等

○CM方式の活用（東松島市）

●集団移転元地の将来の土地利用計画

●各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

②合意が整った地区の工事を先行させる段階的な整備

○合意が整った地区からの事業着手（女川町）

●土地区画整理事業の盛土嵩上げ補助の弾力的な運用

③復興特区の枠組みや一括発注の仕組みを活用した制度・手続面の更なる工夫

○CM方式の活用（東松島市）【再掲】

○復興整備計画の活用

○埋蔵文化財発掘調査の効率化・調査体制の整備

●さらなるマンパワーの確保

④災害公営住宅を活用した中心市街地の地域づくりの推進

○民間事業者を活用した借上方式や買取方式による災害公営住宅の整備（石巻市）

●内陸部の地価上昇・建設費の高騰懸念

⑤住宅復興に係る工程表の可視化

○災害公営住宅の整備状況の情報発信

●公平な情報伝達と復興の工程等を記載したカルテの作成・公表

(2) 生活復興から発展する地域包括ケア

【県内の状況】

①被災者の今を支援

○関係機関の連携と住民ニーズの共有による被災者支援（東松島市）

●まちづくりと一体的な地域包括ケア体制の整備，財源措置の継続

○被災者復興支援会議の開催

●新たなコミュニティの形成

②地域包括ケア

○関係機関の連携と住民ニーズの共有による被災者支援（東松島市）

【再掲】

(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援

【県内の状況】

①地域資源や地域社会を活かした特色ある地域づくり，新産業の創出

- 独自補助制度による新エネルギー・省エネルギー設備導入促進 17
- 大規模太陽光発電事業（メガソーラー）への対応 17
- 産学連携による共同研究開発拠点の整備 18
- ものづくり産業の振興 19
- 沿岸部における被災事業者の復旧 20
- 復旧・復興状況に応じた安定的な雇用創出のための支援 21
- 地域材を活用した災害公営住宅の整備 22
- 地域材を活用した一般住宅の建設に対する支援 23
- 県産材の安定供給 23

②一次産業の経営革新

- 法人化した被災農業者へ大型園芸ハウスをリース（石巻地域） 24
- 食料生産地域再生のための先端技術展開事業（農林水産省） 25
- 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用 26
- 防潮堤復旧における関係機関の支援について 27

③観光業の推進

- 沿岸被災地における語り部，復興市など新しい形の観光の展開 28
- 観光復興キャンペーンの実施 28
- 観光における風評被害 29
- 外国人観光客の誘客 29

(4) 福島をはじめとする原子力災害からの復興

【県内の状況】

①福島をはじめとする原子力災害からの復興をめぐる状況

- 東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議の開催 31
- 放射能情報サイトみやぎの開設 32
- 除染支援チームの設置 33
- 放射線・放射能についての出前講座・相談会等の実施 34
- 除染に伴って排出される除去土壌・除染廃棄物の処分の問題 35
- 東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害に係る損害賠償問題 36
- 直売所での風評被害への対応（丸森町） 37
- 風評被害に対する損害賠償 37
- 魚市場での取組（石巻市） 38
- 風評被害に対する損害賠償 38

(5) 自治体，支援者等における事例共有と被災者による情報共有を通じた協働	
①自治体，支援者等における事例共有	39
○県と沿岸15市町震災復興計画所管部課長会議の開催	40
②被災者による情報共有	
○市民が主体となったまちづくり検討（岩沼市）	
(6) 災害の記録と伝承	
○東日本大震災メモリアルパーク構想	41
●災害の記録を後世に伝える機能をもった施設の整備	41
●震災遺構の保存のルールづくり，保存費用の財政支援	41
●震災の記憶の風化防止	41
○3.11伝承・減災プロジェクト	42
●沿岸市町と県の協働	43
○東日本大震災文庫の創設と資料の収集，公開	44
●収集資料の保存と活用に係る関係機関間の連絡調整	44

(1) 地域づくり・住宅再建の早期実現

県内の状況

- 壊滅的な津波被害を受けた沿岸市町では、住民の合意形成を図りながら、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業などを活用し、新しいまちづくり事業に取り組んでいる。

事業	計画数	大臣同意・都市計画決定数等
防災集団移転促進事業 (平成24年10月31日現在)	185地区	145地区 (大臣同意)
被災市街地復興土地区画整理事業 (平成24年10月31日現在)	30地区	9地区 (都市計画決定)
災害公営住宅 (平成24年10月31日現在)	約15,000戸	16市町38地区 2,777戸 (事業着手数)

- 岩沼市では、平成24年8月5日に玉浦西地区の防災集団移転事業の造成工事に着手した。
- 女川町では、平成24年9月29日に被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業など復興に向けた一連のまちづくり事業の着工式が行われた。
- 東松島市では、平成24年10月25日に野蒜北部丘陵地区の被災市街地復興土地区画整理事業をはじめとする復興まちづくり整備事業の着手式が開催された。
- 被災自治体においては、従来の規模をはるかに超える事業の実施が必要なため、マンパワー不足が深刻な問題となっている。その対策として、任期付き職員の採用によるマンパワーの確保のほか、CM(コンストラクション・マネジメント)方式などによる発注業務支援策が行われている。

(1) 地域づくり・住宅再建の早期実現

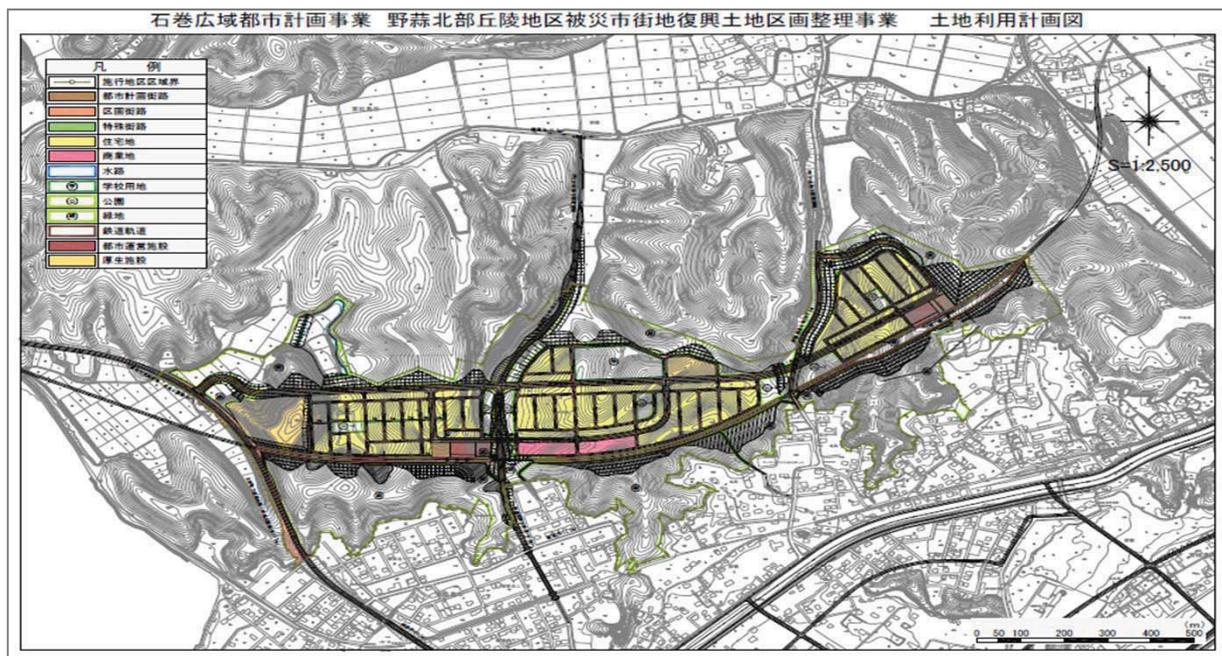
- ①被災地方公共団体の体制支援の継続等
- ③復興特区の枠組みや一括発注の仕組みを活用した制度・手続面の更なる工夫

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：CM方式の活用（東松島市）

東松島市野蒜北部丘陵地区は，市内沿岸部の津波によって著しく被害を受けた市民の集団移転先として整備を行うものであり，あわせて，市民の足であるJR仙石線についても当地区内で復旧される等，新野蒜駅，新東名駅の2駅や教育施設，福祉施設，住宅地等の一体整備による新たな市街地形成を予定している地区である。

当地区の整備において東松島市は，UR都市機構と協力協定及び事業受委託を結んでおり，現在URによる公募型プロポーザルでのCMR（コンストラクション・マネージャー）業者選定の手続きが行われている。



◇困難な点，今後の課題等

課題：集団移転元地の将来の土地利用計画

東松島市野蒜地区全体について，北部丘陵地の新市街地形成に向けた準備は着々と進捗しているものの，移転元地の南地区などの広大な土地利用に関する方針は未だ固まっておらず，市内の他地区もあわせて，集団移転元地の将来の土地利用計画の早期検討が東松島市の大きな課題となっている。

(1) 地域づくり・住宅再建の早期実現

①被災地方公共団体の体制支援の継続等

◇困難な点，今後の課題等

課題：各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

復旧・復興を進めるに当たり，災害復旧事業等では，資材や人件費の高騰による入札不調などにより，相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難な状況となっているため，やむを得ず明許繰越年度内に完了しない各種事業について，事故繰越を定める財政法第四十二条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と，1回限りとされている事故繰越の複数回の承認について，特別の措置が必要である。

加えて，その際の事務手続についても，繰越事由の一本化や提出書類の削減など，大幅に簡素化するとともに，事故繰越が認められない場合には，各種事業が来年度以降も継続的に実施できるような財政措置が必要である。

(1) 地域づくり・住宅再建の早期実現

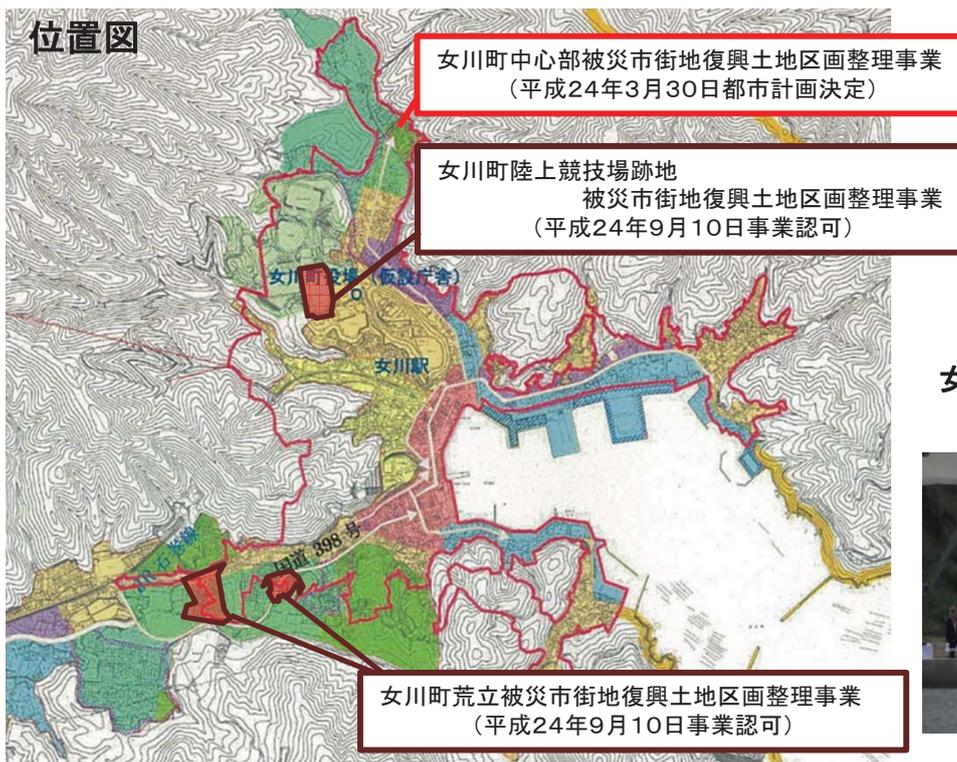
②合意が整った地区の工事を先行させる段階的な整備

◇関連施策、うまくいっている取組等

取組：合意が整った地区からの事業着手（女川町）

女川町被災市街地復興土地区画整理事業については平成24年3月に都市計画決定し、事業認可に向けた調整を進めてきたが、陸上競技場跡地及び荒立地区において、早期の用地確保が可能となったことから、先行整備を行うこととし、平成24年9月に事業認可を受け、東日本大震災に伴う被災地の復興土地区画整理事業として、全国で初めて事業着工した。

本地区は、計画的・段階的な市街地整備の工程を早くから住民に示して合意形成を進めてきたことにより、住民の理解・協力を得やすい環境が醸成されている。



女川町復興まちづくり着工式
(H24. 9. 29)



◇困難な点、今後の課題等

課題：土地区画整理事業の盛土嵩上げ補助の弾力的な運用

土地区画整理事業の盛土嵩上げの補助対象要件が「計画人口1haあたり40人以上」となっているため、女川町をはじめとする県内各市町においては、産業系用地の盛土が出来ず、跡地利用計画の検討や企業誘致に支障となっており、今後の弾力的な制度の運用が求められる。

(1) 地域づくり・住宅再建の早期実現

③復興特区の枠組みや一括発注の仕組みを活用した制度・手続面の更なる工夫

◇関連施策, うまくいっている取組等

取組：復興整備計画の活用

沿岸部15市町のうち多賀城市を除く14市町が復興整備協議会を組織し、平成24年2月17日に設立合同会議を開催した。

本県では、被災市町支援の観点から、市町と県が共同で復興整備計画を作成し、復興整備協議会を開催している。

これまでに計画を作成・公表したのは、14市町中12市町であるが、事業の進捗に伴い、この外の市町においても計画が作成される予定である。

復興整備計画の作成に当たっては、市町と県の関係課等によるワーキング会議を開催し、復興整備協議会に付議する事業について情報共有や意見交換を行い、計画作成の円滑化を図っている。

復興整備協議会においては、国の関係機関等にも協力いただき、防災集団移転促進事業計画や農地転用許可等に関する協議・同意の手続がワンストップで処理され、市町の復興整備事業の迅速化が図られている。

復興整備事業の公表状況(平成24年11月2日現在)

土地区画整理事業	4市2町	9地区	661.1ha	
防災集団移転促進事業	7市4町	145地区	7,886戸	24,404人
災害公営住宅整備事業	4市4町	25地区	1,875戸	
津波防災拠点整備事業	1町	2地区	41.8ha	
都市計画道路事業	2市1町	9路線	19,370m	
その他	2市1町	いちご選果場整備事業:1町		
		太陽光発電事業:2市		

(1) 地域づくり・住宅再建の早期実現

③復興特区の枠組みや一括発注の仕組みを活用した制度・手続面の更なる工夫

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：埋蔵文化財発掘調査の効率化・調査体制の整備

1. 発掘調査基準の弾力化・効率化

本発掘調査は，工事により壊される部分に限定するほか，盛土により覆われてしまう部分については最上層部の遺構の確認にとどめるなど，調査期間の短縮が図られるよう本県の発掘調査基準を弾力的に運用している（別添図参照）。

また，最新の測量機器を導入して発掘調査の効率化，スピード化を図っている。

2. 被災市町への調査協力と緊密な連携

人的資源の観点から，被災市町が単独で発掘調査を実施することは非常に困難であるため，県が調査協力を行っており，また，その実施に当たっては，迅速な対応ができるよう，市町との事前協議を早期・緊密に実施しているほか，適宜，市町や関係機関と連絡調整会議を開催するなど情報共有に努めている。

3. 調査体制の整備

調査体制の整備のため，県としては，多賀城跡調査研究所から1名，東北歴史博物館から2名を発掘調査員として追加しているほか，他縣市からの自治法派遣（4月～9月は9名，10月～3月は+8名の計17名）により，その強化を図っている。

これにより県の体制は平成24年度上半期が総勢29名，下半期が総勢36人となる。

また，県が任期付き職員を採用し，平成25年1月から被災3市へ派遣することとしているほか，来年度，新規に埋蔵文化財専門職員を2名採用し，調査体制を強化する。

なお，現在はそのような状況になってはいないが，これらの措置でも専門職員が不足する事態となった場合は，監督者としての自治体専門職員の配置を条件に，民間調査組織への委託を検討する。

◇困難な点，今後の課題等

課題：さらなるマンパワーの確保

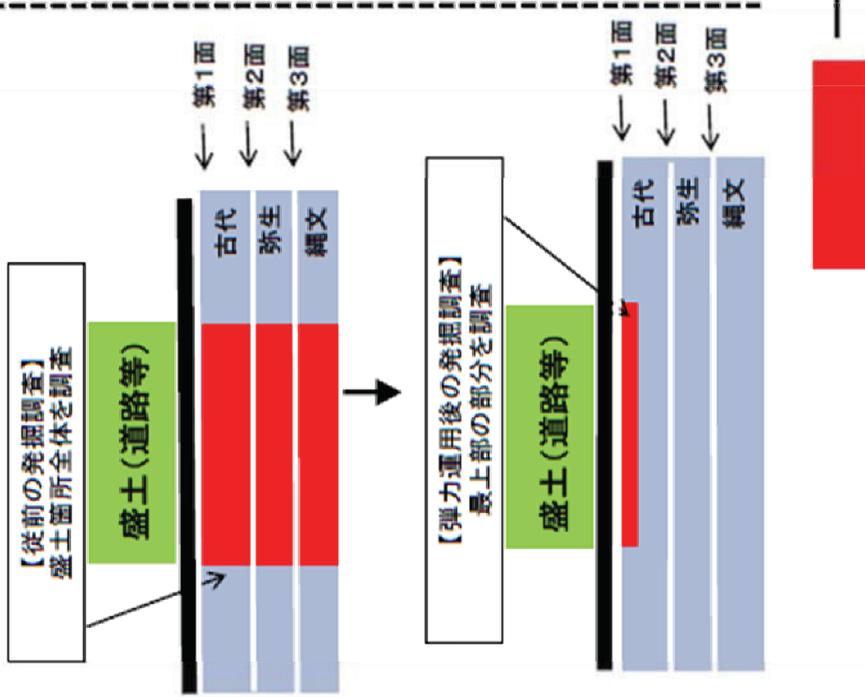
発掘調査のさらなるスピード化を図るため，平成25年度に26名の他県からの自治法派遣職員を要望している。

埋蔵文化財発掘調査

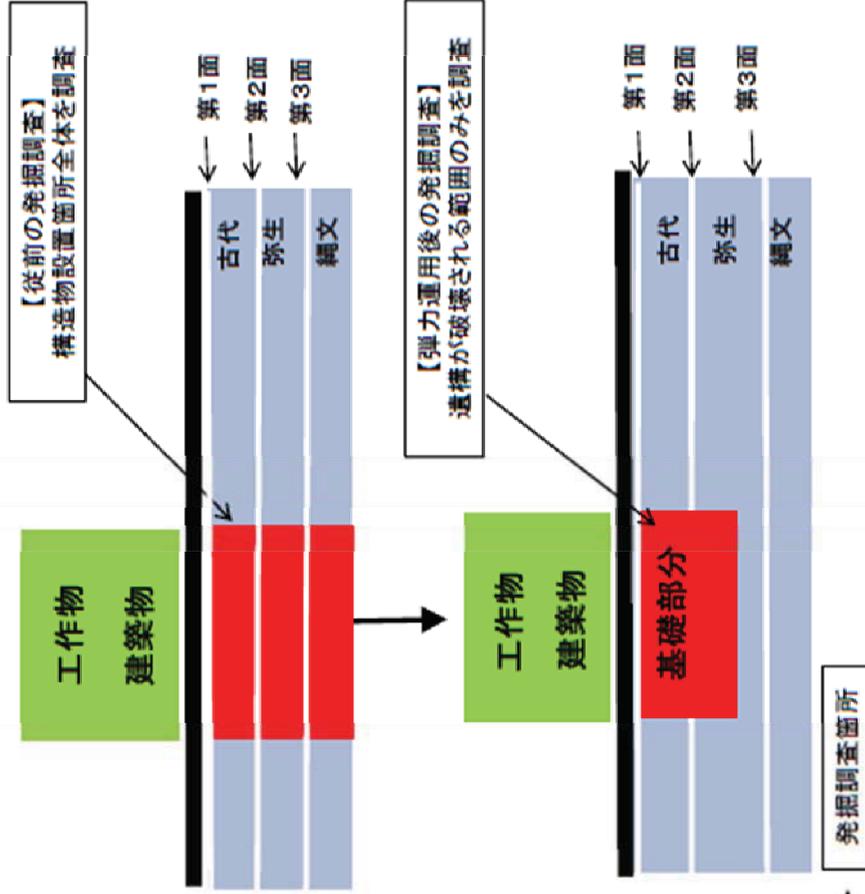


東日本大震災復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査基準の弾力運用について

遺構が壊されない事例



遺構が壊される事例



(1) 地域づくり・住宅再建の早期実現

④災害公営住宅を活用した中心市街地の地域づくりの推進

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：民間事業者を活用した借上方式や買取方式による災害公営住宅の整備（石巻市）

石巻市では，市街地でのまとまった用地の確保が難しいことから，土地の公募を行うとともに，民間事業者を活用した借り上げ方式や買い取り方式による災害公営住宅の整備に取り組んでいる。

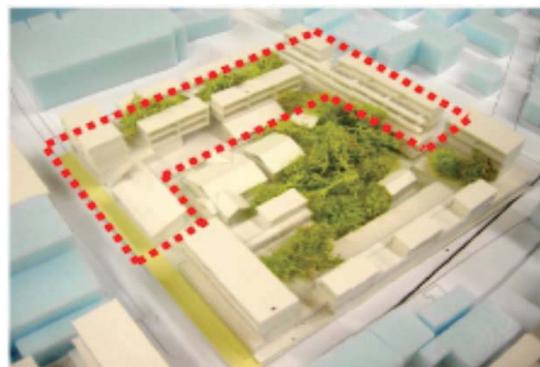
借り上げ方式による整備については，平成24年1月に600戸の公募を行い，5地区の約150戸について民間事業者と調整中である。

買い取り方式による整備については，市が公募を行い，認定した民間事業者から，土地・建物一体の買い取りを行うことにより，石巻市旧市街地で330戸程度，そのうち中心地区及び中心市街地地区において60戸程度の整備を行うこととしている。

また，大街道西二丁目地区においては，設計・工事一体型のデザインビルド方式を導入し，UR都市機構からの買い取り方式により整備を進めている。

さらに，中心市街地における再開発事業との連携や，商業施設等との合築等も検討されている。

石巻市中心市街地における災害公営住宅整備のイメージ（市街地再開発事業との連携）



◇困難な点，今後の課題等

課題：内陸部の地価上昇・建設費の高騰懸念

石巻市内では，津波浸水被害の影響が著しい地域とその他の地域との間で地価の差が生じている。津波被害の影響が少ない内陸部では，民間事業者が不動産鑑定額を上回る金額で取引しているため，不動産鑑定を基本とする公共事業では用地取得が難しい状況である。買取方式による整備においても，土地単価の合意が得られるかが課題である。

また，買取金額，借上料については，「住宅局所管事業に係る標準建設費等」を基に算定されるが，被災地においては人件費，建設資材等が高騰しており，民間参入事業者の採算性の確保が難しい状況である。

(2)生活復興から発展する地域包括ケア

県内の状況

- 震災で住まいを失った被災者は、プレハブ応急仮設住宅や民間賃貸借上住宅等の約4万4千戸に約11万人が生活している。

平成24年10月5日現在

応急仮設住宅の種別	所在市町村数 建設戸数	入居戸・入居者数
プレハブ仮設住宅	15市町 22,095戸	21,105戸 50,966人
民間賃貸借上住宅	35市町 —	22,080戸 58,926人
その他の仮設住宅	16市町村 —	1,082戸 2,508人
合計	—	44,267戸 112,400人

- 被災した高齢者等が応急仮設住宅や在宅で安心して生活できるよう、応急仮設住宅内などに介護・福祉サービスを提供するサポートセンターを設置し、健康や生活に関する相談などを行っている。

サポートセンターは13市町に61箇所を設置予定である(平成24年10月31日現在、13市町に58箇所開設済)。

- 県外に避難した被災者については、総務省の「全国避難者情報システム」をもとに約8,800人と把握している。全ての都道府県に本県からの避難者を受け入れていただいている。

避難者の受入自治体等が実施する交流会に本県職員が出向いて、情報提供やニーズ把握に努めている。

平成24年10月5日現在

項目		避難者数							
県外避難者		8,766名							
【地域別】									
北海道	東北	関東	甲信越	北陸	東海	関西	中国	四国	九州
506名	2,498名	2,668名	399名	164名	683名	853名	233名	93名	669名

(2) 生活復興から発展する地域包括ケア

①被災者の今を支援 ②地域包括ケア

◇関連施策, うまくいっている取組等

取組：関係機関の連携と住民ニーズの共有による被災者支援(東松島市)

東松島市では、社会福祉協議会において市内3地区のサポート拠点とこれを統括する中央サポートセンターを運営している。

サポート拠点に寄せられた住民ニーズは、市保健福祉担当課及び生活再建担当課等に繋がれ、住民への個別支援や地域支援に反映されるほか、毎月の仮設住宅代表者会議に行政・サポートセンター職員ほか支援関係者が参加し情報共有が図られている。

また、プレハブ仮設以外の民間賃貸借上住宅についても、民生委員と市社会福祉協議会が連携して訪問活動を実施しているほか、在宅被災者への支援活動として、専門職の戸別訪問による総合相談支援を県社会福祉士会に委託し実施している。

更に、NPOや復興支援団体で組織する東松島復興協議会の定例会議にも参画し、ボランティア調整など連携を図っている。自治会や住民からの支援ニーズを行政・支援関係団体が連携し、具体的な対応へと反映する体制が整備され機能している。

今後プレハブ仮設地区以外の被災地域内に新たにサポート拠点(2カ所)を開設する予定であり、仮設住宅からの移行を視野に入れて、具体的な支援体制の整備について検討が始まっている。

災害公営住宅の建設については、市の建築部局と福祉部局が協議を開始している。



東松島市鳴瀬被災者サポートセンターと活動の様子



◇困難な点, 今後の課題等

課題：まちづくりと一体的な地域包括ケア体制の整備
財源措置の継続

各地域で地域包括ケアについての理解は深まりつつあるが、被災地住民の集団移転の方向性などを睨んで、まちづくりと一体的に整備していく必要がある。

今後、災害公営住宅での見守り支援や、地域包括支援センターの機能拡充等に対応する人員配置が必要になるが、現在の地域支え合い体制づくり事業終了後は財源措置がない。震災からの復興を起点として地域包括ケアの体制を整備・運営していくためには、恒常的な財源措置が必要である。

(2) 生活復興から発展する地域包括ケア

①被災者の今を支援

◇関連施策, うまくいっている取組等

取組: 被災者復興支援会議の開催

震災から一定期間が経過し、復旧・復興のスピードが被災地域により異なり、被災者の求める支援ニーズも個別化・多様化してきていることから、被災者支援に取り組んでいる団体や有識者等と被災地域の課題を改めて整理し、情報の共有化を図ることで、支援団体と連携しながら、復興に関する様々な協議を行う場として、会議を設置した。

会議では、これまでの支援活動を踏まえた情報交換や、被災地支援活動上の課題とその解決に向けた意見交換を行い、行政施策に対する意見を聴取した。

今後、会議で出された意見や提案は、被災者の求める支援ニーズに応えるきめ細かな支援施策に生かしていく予定である。

(実績) 平成24年10月18日 第1回会議開催
2ヶ月に1回程度開催予定

第1回被災者復興支援会議 (H24. 10. 18)



◇困難な点, 今後の課題等

課題: 新たなコミュニティの形成

高台移転などにより、新しくできるまちで安心して生活するためには、就労機会の確保や新たなコミュニティの形成などが必要で、ハード事業だけでは対応できない課題が山積している。

(3)被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援

県内の状況

- 被災した商工業・観光の再生と被災者の生活を支える雇用の創出を最優先課題として取り組んでいる。

中小企業等グループ補助金による支援状況（平成24年10月末現在）

年度	予算額 (国費県費合計)	応募グループ数	要望額	採択件数	採択金額
H23	1,218.2億円	527 (延べ)	4,031.4億円 (延べ)	65	1,195.7億円
H24	315億円	147	1,440.5億円	24	275.6億円

県内の公共職業安定所別有効求人倍率

	全体	仙台	石巻	塩釜	気仙沼
H23年4月	0.46	0.50	0.28	0.27	0.19
H24年9月	1.08	1.31	1.14	0.88	1.03

※石巻及び気仙沼地域の有効求人倍率が1倍を超えているが、これは求人数がほぼ横ばいであるのに対し、求職者数が減少していることによるものである。これらの地域では、希望職種や賃金などのほか、被災地特有の求人・求職のミスマッチが続いており、中高年女性を中心に依然として厳しい雇用情勢にある。

- 沿岸部を中心に農林水産業は甚大な被害を受けたが、農地の除塩や園芸用ハウスの復旧、漁港や魚市場の復旧に伴い、生産は徐々に回復してきている。
- 水稲作付面積の復旧率 86%（平成24年7月末現在）
農地復旧の着手率 55%（平成24年7月末現在）
- 漁港の復旧工事着手率 49%（平成24年9月末現在）
漁船の稼働隻数の復旧率 64%（平成24年7月末現在）

(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援

①地域資源や地域社会を活かした特色ある地域づくり，新産業の創出

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：独自補助制度による新エネルギー・省エネルギー設備導入促進

平成23年度より導入を開始した独自課税，「みやぎ環境税」を活用した事業として，事業所への新エネルギー設備の導入および省エネルギー改修，また，住宅への太陽光発電設備の導入に対する補助事業を当初より予定していたが，実施にあたり，事業所向けの事業に関しては，被災事業者が利用しやすいよう，補助率特例（1/3→1/2）を設定するなどにより，多くの事業者を活用いただき，エネルギーコスト削減による経営の安定化に寄与している。（新エネ補助 H23 9件，H24 18件，省エネ補助 H23 47件，H24 59件）

また，住宅への太陽光発電設備の補助に関しては，導入希望が多いことから，平成24年度は，補助件数を3倍とする予算を編成し（平成23年度1,000件→平成24年度3,000件），個人の新エネルギー導入の取組を積極的に支援しており，これらにより，設備導入に関する産業の活性化にも寄与している。

LED設置例



◇困難な点，今後の課題等

課題：大規模太陽光発電事業（メガソーラー）への対応

沿岸被災地では，復興計画において，被災した用地を，再生可能エネルギー基地として活用する方法を示しているが，再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入により，特に導入に向けた制約が少ない太陽光発電に関し，発電事業者による用地照会が活発化している。

沿岸市町でメガソーラー事業に適した用地は，津波被害を受け，非居住地となる住宅地や，塩害や地盤沈下の激しい農地が多いが，現時点で提供できる用地が限られており，かつ，集団移転のスケジュールや，農地転用手続きの状況を見ると，買取価格が高く，発電事業への算入が活発な平成26年度までに事業を開始することが困難であることから，発電事業者を誘致するにあたり，平成27年度以降の導入支援策や，農地転用に係る手続きの迅速化が課題となっている。

(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援

①地域資源や地域社会を活かした特色ある地域づくり，新産業の創出

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：産学連携による共同研究開発拠点の整備

東京エレクトロン(株)及び東北大学の共同により、「国際産学連携集積エレクトロニクス研究開発センター」が産学連携研究の拠点として2013年3月に設置される。

本センターは青葉山新キャンパスにクリーンルームを含む研究開発棟を建設する計画であり，次世代半導体メモリ分野での研究プログラムの一つとして東北大学が世界を牽引している，「STT-MRAM(磁気メモリ)」の研究開発(研究代表:東北大学大学院工学研究科教授遠藤哲郎)を国内外の半導体メーカーや東京エレクトロン(株)など10社程度のコンソーシアム形態で行うこととしている。

STT-MRAMの研究開発は，スマートフォン等の電子機器における飛躍的な省エネ化を実現するために，近年，半導体メーカーにおいても盛んに行われており，国内外の産業界で事業化に向けた動きが活発化してきている。

なお，本センターは東京エレクトロン(株)が建設し東北大学に寄附。研究開発は国の「イノベーション立地推進事業」の活用により実施され，2018年度の本格量産を目指している。

また，震災により被災したソニー(株)仙台テクノロジーセンター(多賀城市)の遊休施設を(公財)みやぎ産業振興機構が借り受け，「みやぎ復興パーク」として被災企業や学術機関に貸出しを行っている。現在ここで，東北大学及びトヨタ自動車東日本(株)等による次世代自動車の研究開発や，多賀城市による減災技術の集積を目指した「減災リサーチパーク構想」等の計画が進められており，産学連携の研究開発拠点として東北のものづくり産業の復興及び新たな産業の創出を図っている。

(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援

①地域資源や地域社会を活かした特色ある地域づくり，新産業の創出

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：ものづくり産業の振興

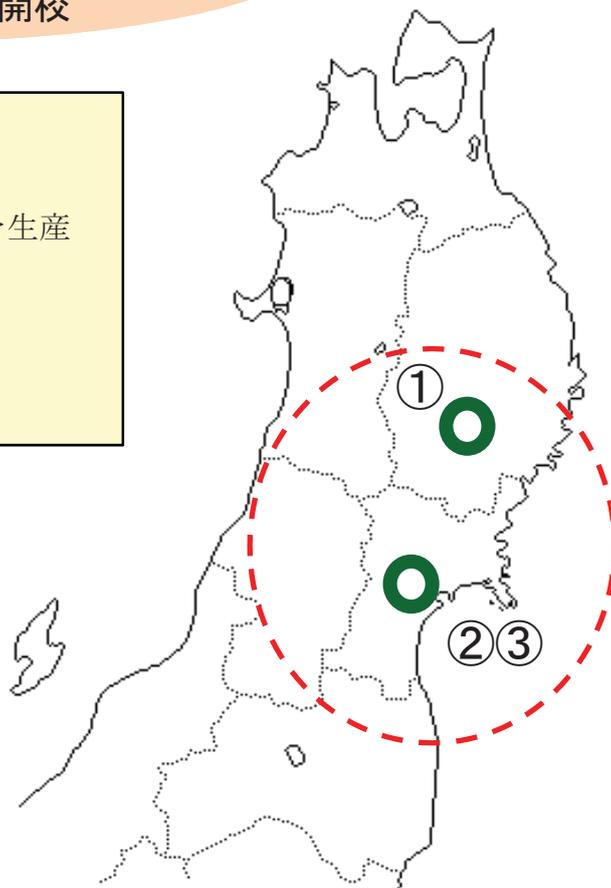
県では被災事業者の復旧支援に加えて，企業誘致の強化や新規立地企業と地元企業との取引拡大などを図っている。

特に，高度電子機械産業については，震災後の平成23年11月に東京エレクトロンの新工場が竣工，また，自動車産業では，平成24年7月にトヨタグループ3社が統合し，トヨタ自動車東日本(株)が設立された。トヨタ自動車東日本(株)は，「地域と一体となったモノづくり」を掲げ，競争力のあるコンパクトカーの生産を行っており，地元企業の新規参入や取引拡大，新たな雇用の創出などが期待されている。

H24.7月 トヨタ自動車東日本(株)設立 企業内訓練校H25.4開校

【3社統合】

- ①関東自動車工業(株)
H23～小型HV車(アクア)を生産
- ②セントラル自動車(株)
H23～カローラ等生産開始
- ③トヨタ自動車東北(株)
エンジン工場新設



(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援

①地域資源や地域社会を活かした特色ある地域づくり，新産業の創出

◇困難な点，今後の課題等

課題：沿岸部における被災事業者の復旧

宮城県内の被災事業者の復旧は，内陸部では比較的順調に進んでいる一方，沿岸部では広範囲な地盤沈下への対応が，土地の権利関係の調整や嵩上げが大規模となることから時間を要しており，水産加工業などの主要産業の復旧・再生が大きく遅れている。

宮城県では，中小企業等グループ補助金等により被災事業者の復旧を支援しているが，予算額を大きく上回る要望状況であり，また既に交付決定を受けた事業者も土地の嵩上げの必要性等から，事業の進捗が大きく遅れており，制度の継続拡充と柔軟な運用等の対応が求められている。

また，一部の仮設商店街では多くの観光客が訪れて一時的には活況を呈しているものの，今後進めなければならない恒久的なまちづくりに向けては，新たな店舗の建築に多額の費用が必要になるなど難題が残されている。

被災商工業者の復旧状況

地域	項目	被災会員の状況(割合)		
		H24.3.31調査	H23.11.30調査	増減
①沿岸部 会員数 21,394 被災会員数 8,062	営業継続(復旧済)	59.0%	44.6%	14.4
	営業継続(仮復旧中)	19.1%	32.5%	▲13.4
	廃業	14.5%	22.9%	▲1.0
	未定	7.4%		
②内陸部 会員数 17,389 被災会員数 3,623	営業継続(復旧済)	84.1%	79.0%	5.1
	営業継続(仮復旧中)	12.4%	17.5%	▲5.1
	廃業	3.0%	3.5%	0.0
	未定	0.5%		

※出典：県商工経営支援課 東日本大震災被災商工業者営業状況調査
(調査対象：商工会・商工会議所会員)

(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援

①地域資源や地域社会を活かした特色ある地域づくり，新産業の創出

◇困難な点，今後の課題等

課題：復旧・復興状況に応じた安定的な雇用創出のための支援

宮城県内の雇用情勢は、有効求人倍率が上昇しているなど改善傾向にあるものの、「建設・土木」などの復興関連の職種に比べ、「一般事務」や「食料品製造」などの職種では、求人数が求職者数より少ない状況となっており、いわゆる「雇用のミスマッチ」の解消が大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえて、本県では、緊急雇用創出事業などを活用し、震災の影響により失業された方々などに対する緊急一時的な短期の雇用機会の確保に加え、「事業復興型雇用創出助成金」制度を創設し、産業政策と一体となって民間事業主等を雇用面で支援し、被災地において、期間の定めのない雇用等の安定的な雇用の創出を図っている。

しかし、この助成金制度は、平成24年度末までに建設事業等を開始することが助成金の支給を受けるための要件となっており、地盤沈下の復旧対策がなかなか進んでいない沿岸地域などでは、平成24年度末までの事業開始が極めて困難であることから、平成25年度以降に事業を開始した事業所は助成対象とすることができない状況になっている。

そのため、これらの事業所において、今後、安定的な雇用を創出するためには、国が定めた要件である助成対象期間の延長が必要な状況となっている。また、それまでの間、緊急一時的に短期の雇用機会を創出する震災等緊急雇用対応事業についても、事業期間の延長と事業費確保のための緊急雇用創出事業臨時特例交付金の追加交付が必要となっている。

(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援

①地域資源や地域社会を活かした特色ある地域づくり，新産業の創出

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：地域材を活用した災害公営住宅の整備

宮城県災害公営住宅整備指針<ガイドライン>において，地域振興・地域産業に配慮し，地域材を活用した災害公営住宅の整備を進めることとしている。

具体的には，県が発注する木造災害公営住宅においては，柱，梁などの主要構造部材や下地材に県産材を40%以上使用することについて，工事発注の際の仕様書等に明示した。

また，畳について，稲わら本畳床出荷量日本一である県産稲わらが活用されるよう，宮城県畳床工業組合が開発した「あしたの畳」（宮城県グリーン製品認定品）をJIS同等品として扱えるよう特記仕様書に明示した。

山元町新山下駅周辺地区（第一期）は，このような仕様で県が発注した最初の木造災害公営住宅であり，平成24年度内の完成を予定している。



地域産業の振興～宮城県災害公営住宅整備指針<ガイドライン>より～



山元町新山下駅周辺地区（第一期）
災害公営住宅（完成予想図）

(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援

①地域資源や地域社会を活かした特色ある地域づくり，新産業の創出

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：地域材を活用した一般住宅の建設に対する支援

県では，独自課税である「みやぎ環境税」により，柱，梁などの主要構造部材に県産材を60%以上使用した新築住宅に対し，1棟あたり50万円を上限に支援することとしていたが，東日本大震災により多くの県民が住宅に甚大な被害を受けたことから，被災者に対する採択要件の緩和措置を図り，県産材使用割合の緩和や助成額を一律50万円とするなどの支援を行ってきた。

その結果，被災後からの申込件数は震災後から現在までで総数400件を超え，その内，被災者が全体の約8割を占めるなど，被災者支援に大きく貢献したものと捉えている。

地域材を活用した一般住宅の建設例



◇困難な点，今後の課題等

課題：県産材の安定供給

本格化する木造災害公営住宅建築や被災住宅の再建に対応するためには，県産材の安定した供給が課題となる。県では，計画的な供給を促すため，「みやぎ復興住宅整備推進会議」の場やホームページ等により整備戸数やスケジュールの情報提供を行うとともに，県産材の需要拡大に随時対応できるよう，計画的な木材生産と製材品のストック体制の構築を進めている。

(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援 ②一次産業の経営革新

◇関連施策, うまくいっている取組等

取組：法人化した被災農業者へ大型園芸ハウスをリース（石巻地域）

石巻地域は県内でも有数の園芸産地で、中でもトマトは県内産出額第1位を誇っていたが、多くの農業者が施設の流失・倒壊など甚大な被害を受けた。農業施設や住居を失った中から生産の再開を目指す被災農業者が集まり、将来を見据えて生産に取り組むために、新たな農業生産法人(株)イグナルファーム（東松島市）および(株)スマイルファーム石巻（石巻市）を結成した。

JAいしのまきが、国の東日本大震災農業生産対策交付金並びに公益財団法人ヤマト福祉財団による復興再生助成金、県や市等の支援を受けて、産地復興のモデルとなる両法人へリースを行うために石巻市と東松島市で大型園芸ハウスを建設した。

両法人は大型園芸ハウスでトマト、きゅうり、いちご等の生産を順調にスタートしている。



(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援 ②一次産業の経営革新

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：食料生産地域再生のための先端技術展開事業（農林水産省）

独法・公設農試・大学・民間企業等で開発された先端的な農林水産技術を大面積で実証し，津波被災地農業のいち早い復興と食料生産基地の再生，さらには生産コスト半減又は収益率2倍を目標にする大規模モデル経営体の育成を目指している。

平成23年度内に「農業・農村型」の研究・実証地区を設け，平成24年度から本格的な実証研究を開始している。

現地実証は，技術シーズを提供した独法・公設農試・大学・民間企業等が研究グループを構成し，名取市，岩沼市，亶理町，山元町を中心に7つの研究テーマ（①大規模土地利用型営農技術，②大規模施設園芸，③露地園芸野菜，④果実の生産・流通技術，⑤農産加工技術の実証，⑥未利用エネルギーの利活用，⑦減災・防災システムの実証）に取り組んでいる。



太陽光を利用した大規模園芸施設(7,200㎡，軒高4.5m)でのイチゴ・トマト生産技術の実証(山元町)



乾田直播栽培を導入した低コスト水田輪作体系の実証
(水稻－麦－大豆等，名取市)



塩害回避を目的とするブドウ
根域制限栽培システムの実証

(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援

②一次産業の経営革新

◇困難な点、今後の課題等

課題：各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

○水産業関係災害復旧復興事業の事例

壊滅的な被害を受けた本県水産業の復興においては、国の支援を受け、漁船、養殖施設、水産業共同利用施設及び漁港等の復旧・復興に取り組んでいる。

しかしながら、平成23年度に実施したこれらの水産業関係の災害復旧・復興事業においては、申請に時間がかかったものや補正予算で実施したもの等、平成24年度への繰越となった事案が多数発生した。

現在、前年度からの繰越事業の執行を最優先で進めているが、特に沿岸部においては、資材を取り扱う地元業者や造船業者等、復旧・復興を担う業者も被災していることなど、被災地の特殊事情等により、今年度内においても、事業完了が困難な事案が生じることが懸念される。

さらに、平成24年度の復旧・復興事業においても同様の事由から、年度内完了が厳しい事案が生じている。

また、県が行う繰越手続きは、案件毎に水産庁や財務局等、国の関係機関と繰越手続きを行うため、今回のような繰越件数が多数発生した場合は、事務手続きに多くの時間を要している。

更に、平成23年度事業を平成25年度まで繰り越す場合、いわゆる事故繰越の場合は、更なる厳密な繰越事由や延長期間の説明を求められる。

このような状況から事業の繰越となった場合には、被災地の状況を考慮し、円滑かつ柔軟な繰越承認手続きが必要となる。特に事故繰越の要件緩和と複数回の承認、加えて、その際の事務手続きについても大幅に簡素化等が必要である。

併せて、事故繰越が認められない場合には、各種事業が来年度以降も継続的に実施できるよう、必要な財政措置を講じる必要がある。

なお、このような事情は、水産業に限らず、農地整備や中小企業グループ補助金等でも同様である。

(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援 ②一次産業の経営革新

◇困難な点、今後の課題等

課題：防潮堤復旧における関係機関の支援について

甚大な被害を受けた保安林（海岸防災林）及び防潮堤等の保安施設の復旧については、国の支援を受け、治山事業により取り組んでいる。

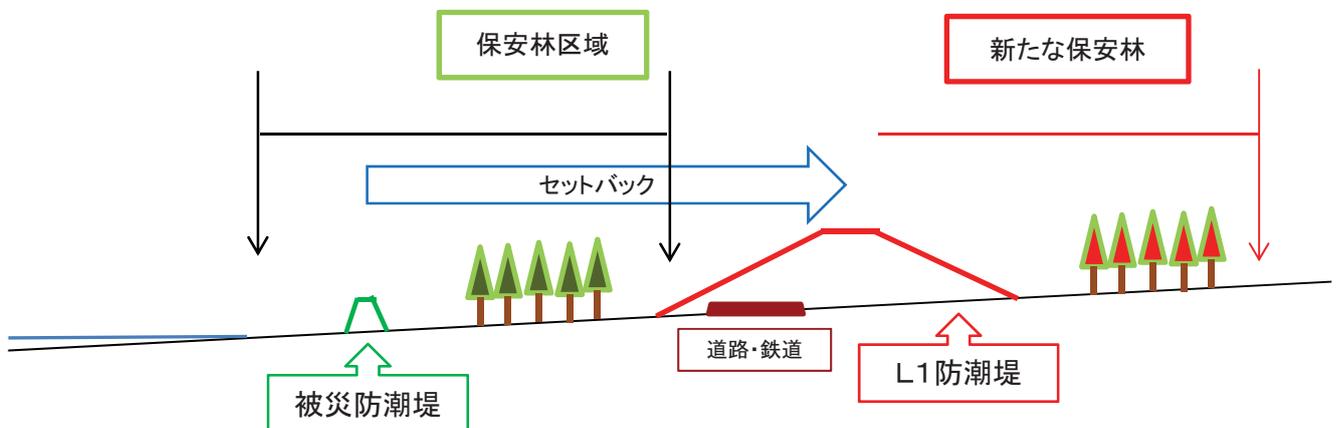
今回の大震災では、海岸堤防の復旧を予定している地区のうち、前浜を海水浴場として利用している箇所では、堤防のセットバックを要望されているが、その場合、現在の保安林区域から外れてしまうため、新たな保安林指定とそのための用地の確保が必要となる。

また、背後にJRや国・県道等があるところもあり、これらの移設も必要になるため、これらの用地の補償等について、関係機関との協議が必要となる。

しかしながら、単一の機関・事業のみでは、問題の解決が進まないことから、セットバックなど地域住民の要望に応えたまちづくり計画を進めるためには、関係機関の連携・調整などの支援が必要である。

併せて、治山事業においても新たな保安林及び施設用地を取得する際の予算措置が必要である。

【事例】 防潮堤建設のために新たに用地が必要



(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援 ③観光業の推進

◇関連施策, うまくいっている取組等

取組：沿岸被災地における語り部、復興市など新しい形の観光の展開

被災地である宮城県にとって、震災の「風化」が一つの大きな課題となっており、沿岸部を中心とする被災地の現状について、県内外の方々に広く知っていただくことが大切である。

こうした中、震災の学習・研修を目的とする旅行ニーズの増加に合わせ、沿岸各地ではこれまでの観光ガイドに加えて震災体験を語り継ぐ語り部の活動や、産業復興にもつなげる「復興市」などの新しい形の観光が展開されており、防災教育の推進と震災の風評防止に大きく貢献している。



南三陸町で開催されている復興市（ふっこういち）



首都圏で配布している、宮城県への観光を呼びかけるパンフレット

◇関連施策, うまくいっている取組等

取組：観光復興キャンペーンの実施

全国に本県の正確な観光情報を提供し、本県への誘客を図ることを目的として、観光復興キャンペーンを展開している。

平成23年7月から平成24年3月までの「仙台・宮城【伊達な旅】復興キャンペーン」、平成24年4月から6月までは、「仙台・宮城【伊達な旅】春キャンペーン」を開催し、震災後の観光の魅力の紹介や観光復興の状況を全国に発信し、観光客の回復に努め、一定の回復がみられた。

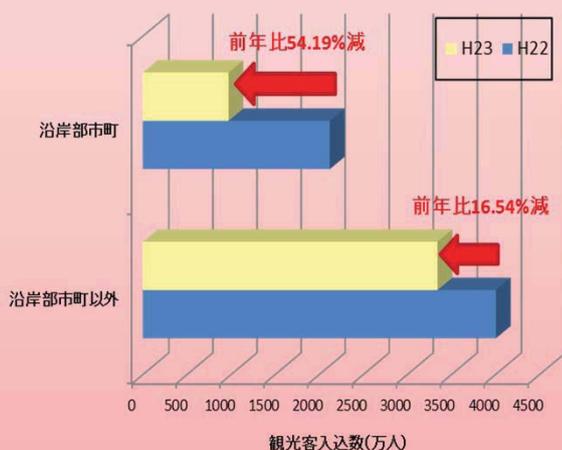
しかしながら、観光客の回復基調が緩やかになってきていることから、平成25年4月から6月に開催する全国大型観光キャンペーンである「仙台・宮城 destination キャンペーン」に向けて、地域と一体となった新たな観光の魅力の掘り起こしや磨き上げに取り組むこととしている。

(3) 被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援 ③観光業の推進

◇困難な点, 今後の課題等

課題：観光における風評被害

宮城県の観光産業は、震災と原発事故により大きな打撃を受け、観光客が沿岸部に限らず内陸部においても大幅に減少したほか、教育旅行入込客数なども大きく減少している。



最近では過剰な自粛ムードは、薄れつつあるが、宮城県としては、正確な観光情報を国内外に広く発信する一方、原発事故による本県観光業への風評被害に対する損害賠償について、適切な対応が図られるよう東京電力に対する要請活動等を行っていく。

◇困難な点, 今後の課題等

課題：外国人観光客の誘客

外国人観光客宿泊者数は、風評等の影響により、震災以降大幅に減少した。宮城県では、外国の方々を直接招いて県内を視察していただく、招請事業を東北各県と連携して実施するとともに、海外の重点市場で開催される旅行展などにも出展し、正確な観光情報の提供に努めている。

しかしながら、最近の国際情勢等もあり、中国からの国際定期便が運休するなど、海外からの外国人の誘致は、引き続き厳しい状況にある。

今後も、継続的なプロモーション活動を行うとともに、中国人個人観光客に対するビザの発給要件の緩和などを追い風として、積極的な誘致を行っていく。

(4)福島をはじめとする原子力災害からの復興

県内の状況

- 福島第一原発事故に伴う放射性物質の影響は県内全域におよび、特に、県南部、栗原市及び牡鹿半島の一部において、年間被ばく線量が1ミリシーベルト以上の汚染が明らかになっている。
- このため、白石市外7市町は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、小中学校や公園など子どもの生活環境を優先して除染を始め、現在、学校関係は終了しつつある。
- 他方で放射性物質の影響は、農林水産業や観光業などの本県の産業にも広範で深刻な被害を及ぼしている。
- しかし、国の原子力損害賠償紛争審査会が定めた指針に明示されていない本県の農林水産業の風評被害は、原子力損害の個別立証が困難なことから損害賠償請求に至っていない事例が多く、また、請求しても指針に明記されていないため、東京電力が賠償に応じないケースがある。そのため、風評被害を含めた全ての損害について、賠償すべき対象として早急に指針に明示される必要がある。
また、東京電力には、被害者の立場に立って十分で確実な賠償を迅速に行うことが求められている。
- ※ 平成24年10月18日、東京電力は福島第一原発事故で風評被害を受けた観光業者に対する損害賠償の対象地域を東北全域に拡大すると発表した。
- なお、放射性物質を含んだ稲わらや汚泥の管理・処理などを巡っては、解決されていない課題が山積しており、国による早急な対策が必要とされている。

(4) 福島をはじめとする原子力災害からの復興

①福島をはじめとする原子力災害からの復興をめぐる状況

◇関連施策, うまくいっている取組等

取組：東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議の開催

原発事故に伴う放射性物質の影響について、「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」を設置し、県内の産業界や消費者団体、有識者、市町村等と総合的な対策の検討や情報提供・情報共有を図っている。

(みやぎ県民会議の概要)

- ・ 設 立：平成23年9月12日
- ・ 会 長：知事
- ・ 副会長：宮城県環境審議会会長
- ・ 構成員：県、市町村、民間団体、有識者 64団体・個人

【民間団体・有識者の内訳】

農林水産業関係（5団体）、商工業関係（5団体）、保健医療福祉関係（5団体）、交通運輸関係（3団体）、消費者関係（1団体）、教育・文化関係（5団体）、法曹関係（2団体）、有識者（2名）

(実績)

○ 会議の開催

開催日	主な議題
第1回 H23. 9.12	・「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」の設立、会則の承認、会長等選出 ・被害対策の現状と取組及び今後の取組に係る報告・意見交換
第2回 H23.12.20	・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針(案)」に係る報告・意見交換 ・損害賠償請求ワーキンググループの設置
第3回 H24. 3.23	・「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」に係る報告・意見交換
第4回 H24. 9. 5	・岩手県・宮城県及び両県市長会・町村会合同による国及び東京電力への要望・要請の実施に向けた報告・意見交換 ・県内の風評被害実態調査の結果に係る報告・意見交換

○ 損害賠償に関する調査・研修会の実施

開催日	主な内容
H23.12.20	・民間団体への被害状況調査(第1回)
H24. 2. 20	・仙台弁護士会より原発事故損害賠償に係る法的知識等についての講演 ・JA宮城より損害賠償請求に係る取組事例についての講演 ・第1回被害状況調査の取りまとめ結果の報告
H24. 7.31	・民間事業者への被害状況調査(第2回)

(4) 福島をはじめとする原子力災害からの復興

①福島をはじめとする原子力災害からの復興をめぐる状況

◇関連施策, うまくいっている取組等

取組：放射能情報サイトみやぎの開設

放射性物質の測定・検査結果を視覚的に分かりやすく示し、これらの情報を容易に確認できるよう、本県の放射性物質に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」を開設している。(携帯電話にも対応)

(具体的内容)

- ・ 空間放射線線量率マップ, 農林水産物等の放射能測定情報, 出荷規制の情報, 除染に関連する情報, よくある質問, 用語解説, 測定機関, 新着情報など
- ・ 外国語対応 (英語, 中国語, 韓国語)

(実績)

- ・ 開設日 平成23年9月28日
- ・ 閲覧者数 242,905人 (開設日~10月14日現在)

放射能情報サイトみやぎ

Page 1 of 2



空間放射線線量率マップ
 ■ クリックすると空間放射線量や推移のグラフが表示される
 ■ モニタリングポストのデータは自動で更新される

項目別放射線・放射能測定情報
 ■ 水道水, 農林水産物, 学校関係の測定データがマップ上で市町村ごとに表示
 ■ その他さまざまな測定データを表示

生活関連情報
 ■ 健康・食品の関連情報, 被ばく低減・除染に関連する情報を表示

生産者向け情報
 ■ 出荷規制の地図情報, 損害賠償に関する情報, 測定機関などの情報を表示

原子力発電所の状況
 ■ 本県に近い女川原子力発電所, 福島第一・第二原子力発電所の情報にリンク

その他県民の不安に答える情報
 ■ よくある質問
 ■ 年間積算線量計算
 ■ 用語解説
 ■ 事故対策みやぎ県民会議
 ■ 基本方針実施計画
 ■ 住民持ち込み測定受付市町村
 ■ 測定機関, パフレット など

（４）福島をはじめとする原子力災害からの復興

①福島をはじめとする原子力災害からの復興をめぐる状況

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：除染支援チームの設置

本県では，放射性物質汚染対処特措法に基づく指定市町の円滑な除染の推進を支援するため，県職員で構成する「除染支援チーム」を設置して，技術的助言や国との連絡調整などの支援を行っている。

（具体的内容）

- ・ 除染実施計画の策定に関する国との調整
- ・ 計画策定，仮置場設置等に係る住民説明会への同席，技術的発言
- ・ 指定市町の除染担当者向け研修会の開催
- ・ 具体的なケースでの測定支援，除染支援など

（実績）

- ・ 平成23年度 50回延べ153名派遣
- ・ 平成24年度 50回延べ132名派遣（H24.9.末時点）



除染支援チーム発足
H23.12.22 知事室にて

◇原子力安全対策課長をリーダーとして原子力安全対策課職員を始めとした部内職員計23名で編成
◇県内9市町を5グループに分け，チームを派遣

チーム編成

総括リーダー

副総括リーダー

- 県南部Aグループ（白石市，七ヶ宿町）
- 県南部Bグループ（角田市，大河原町）
- 県南部Cグループ（丸森町）
- 県南部Dグループ（亶理町，山元町）
- 県北部グループ（栗原市，石巻市）



指定市町の担当者研修会
H24.8.7 伊達市にて

(4) 福島をはじめとする原子力災害からの復興

①福島をはじめとする原子力災害からの復興をめぐる状況

◇関連施策, うまくいっている取組等

取組：放射線・放射能についての出前講座・相談会等の実施

職員を派遣して県の施策・事業などを説明する「みやぎ出前講座」の一環として、「放射線・放射能について」と題したメニューを掲げ、希望する団体に対し、放射性物質の基礎知識、県内の汚染状況や県の事業などを説明するとともに、参加者の質問に答えている。

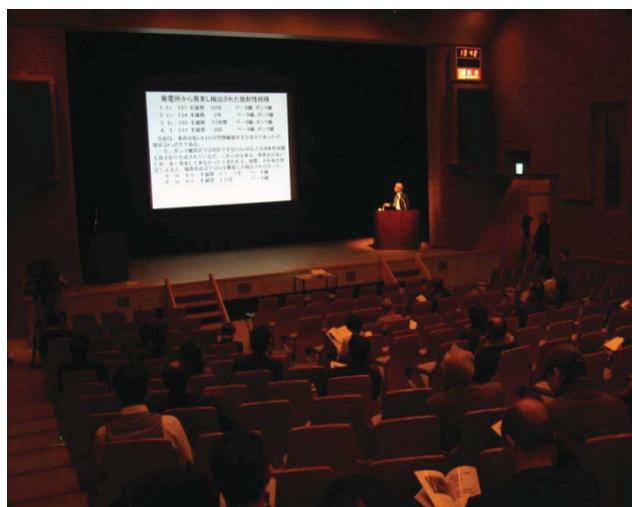
また、放射線・放射能のセミナー・相談会を開催し、専門家による分かりやすい説明と、宮城県放射線技師会による相談対応を実施し、不安の解消に努めている。

(実績)

- ・ みやぎ出前講座「放射線・放射能について」
平成23年度 21回 参加者数1,342人
平成24年度 32回 参加者数1,276人 (H24.10.15時点)
- ・ 放射線・放射能に関するセミナー・相談会
平成23年度 3回開催 参加者数計308人, 相談者数計26人
平成24年度 7箇所8回開催予定



みやぎ出前講座「放射線・放射能について」
H24.7.23 仙台市消防局にて



放射線・放射能に関するセミナー・相談会
H24.3.28 仙台市戦災復興記念館にて

(4) 福島をはじめとする原子力災害からの復興

①福島をはじめとする原子力災害からの復興をめぐる状況

◇困難な点、今後の課題等

課題：除染に伴って排出される除去土壌・除染廃棄物の処分の問題

現在、学校等の除染が本格化しているところであるが、除去土壌や除染廃棄物の処分の方策が不透明な状況となっている。

(除去土壌の処分)

除去土壌の処分については、当分の間、現場内や仮置場で保管するか「天地返し」などの工法で除染を行うよう国から指導を受けているところであるが、処分基準に係る環境省令が制定されておらず、除去土壌の処分先の見込みが立っていない。

(仮置場の設置)

また、仮置場についても、処分先の見通しがないこともあって、地域住民の合意を得ることが難しい状況となっている。

(除染廃棄物の処理)

除染廃棄物については、8,000ベクレルを超えるものは、国の指定を受け、国が処理することとされているが、その見通しがたっていない。

また、8,000ベクレル以下の除染廃棄物については、通常の廃棄物処理施設で処理するよう国から指導されているが、処理施設では受け入れが進んでいないのが現状である。

早期に除染を完了するため、除染で生じた土壌や廃棄物の最終処分先の確保について、国には主体的に責任をもって対応することが求められている。

(4) 福島をはじめとする原子力災害からの復興

①福島をはじめとする原子力災害からの復興をめぐる状況

◇困難な点、今後の課題等

課題：東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害に係る損害賠償問題

原発事故による県内の風評被害は、国の原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針にほとんど明示されていないため、県民が損害賠償請求を行うに当たっては、個別に原子力損害との相当因果関係を立証する必要があり、過大な負担を強いられている状況である。

このため、国に対して本県の被害を指針に明示するよう再三要望し、東京電力に対しても、指針に明示されていない損害について、被害の実態を踏まえ、賠償を行うよう要請しているところである。

引き続き、国に対して本県風評被害の指針への明示について要望するとともに、東京電力に対して十分かつ確実な賠償を迅速に行うよう求めていく。

また、現在、国では中間指針策定以降の風評被害に係る調査を進めており、その調査結果を指針に適切に反映するよう国に対して働きかけていく。

(4) 福島をはじめとする原子力災害からの復興

①福島をはじめとする原子力災害からの復興をめぐる状況

◇関連施策、取組等

取組：直売所での風評被害への対応

(丸森町耕野地区 農産物直売所，関係団体：丸森町観光産直連絡会議)

本県農林産物直売所は，福島第一原発事故により，風評による深刻な影響を受けており，県内40箇所の農林産物直売所を対象に県が行った実態調査結果からも，来客者が大幅に減少し，売り上げが落ち込んでいるとの回答が多くとせられている。その中でも，県南部や特用林産物の販売が多い山間部の直売所での影響が大きい。

特に，福島県に隣接する丸森町での被害は甚大であり，休業する直売所も出てきたことなどから，平成24年8月1日に農産物直売所，農家レストラン，阿武隈ライン保勝会，町内観光協会等20団体が参加し，「丸森町観光産直連絡会議」を設立し，問題解決を目指している。協議会では，①交流人口の回復 ②中間指針への追加 ③東電への損害賠償の際の情報交換等を活動目的に，取り組みを進めている。

協議会設立後，丸森町の観光業等の風評被害については，紛争審査会の中間指針には明示されていないものの，東電からは損害賠償の対象とする方針が示され，現在，損害賠償請求に向けた取組が進められている状況である。

◇困難な点，今後の課題等

課題：風評被害に対する損害賠償

県内の農林産物直売所は，「中間指針」に明記されていないなどの理由から，東電では損害賠償について消極的な対応となっている。丸森町以外の市町村においても，観光客の減少や特用林産物の出荷制限状況と連動し，農林産物直売所では，風評による影響が明らかにあることから，観光業等と連携して対策を進めていく必要がある。

このような状況であるため，国においては，全ての風評被害について中間指針に明示するよう強く求めると共に，東京電力株式会社に対し，十分に確実な損害賠償を迅速に行うよう強く指導するよう求める。

(4) 福島をはじめとする原子力災害からの復興

①福島をはじめとする原子力災害からの復興をめぐる状況

◇関連施策、取組等

取組：魚市場での取組

(石巻市 関係団体：宮城県水産物放射能対策連絡会議)

福島第一原発事故により、平成24年4月からの新基準値施行に伴い、本県水産物8品目について出荷制限指示が出されている。100Bq/kgを超える水産物を市場流通させないための検査・管理体制等を構築するため、平成24年3月に、漁業、流通加工など水産関係団体(23団体)で構成する「宮城県水産物放射能対策連絡会議」を設立。100Bq/kg未満の値でも必要に応じて操業自粛を実施している。

検査は、県の試験研究機関(水産技術総合センター、産業技術総合センター)の2台のゲルマニウム半導体検出器の他、県内主要な魚市場に5台、各地区の水産加工組合等に6台の簡易型放射能測定器を県から貸与し、体制を強化することとしている。このほかに石巻魚市場では、独自に4台の検査機器を購入し検査にあたっている。

◇困難な点、今後の課題等

課題：風評被害に対する損害賠償

魚市場や背後地の流通加工施設が一定程度回復した平成23年10月以降も、本県沿岸・沖合で漁獲される魚種等の多くが平均価格を下回っている状況にある。新基準値施行後、その傾向がさらに、顕著にあらわれており、風評による影響が明らかにあると考えている。一方、東電では、県内水産物の風評被害として養殖ギンザケが損害賠償の対象とされているだけで、紛争審査会の「中間指針」にも明示されていないことから、消極的な対応となっている。

風評の払拭に向けて、消費者や流通業者に対して、本県水産物の安全性や信頼性を確保するため、放射能検査体制の強化を進めるほか、石巻魚市場では、「放射能販売前サンプル検査済証」シールを作り、出荷する発泡スチロールなどに添付するなど、積極的な取組を進めている。

このような状況であるため、国においては、全ての風評被害について中間指針に明示するよう強く求めると共に、東京電力株式会社に対し、十分で確実な損害賠償を迅速に行うよう強く指導するよう求める。

(5) 自治体，支援者等における事例共有と被災者による情報共有を通じた協働

①自治体，支援者等における事例共有

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：県と沿岸15市町震災復興計画所管部課長会議の開催

宮城県では，一日も早い復興を果たすために，県と市町が一層の連携を図るとともに，市町が抱える課題を共有し，他の市町の効果的な取組を復旧・復興に活かすことを目的として，沿岸15市町の震災復興計画所管部課長による会議を開催した。

会議では，各市町が「復興状況・課題」と「復興に向けて効果が上がっている取組事例」を報告し，意見交換を行った。

(実績) 平成24年10月26日 第1回会議開催
年に2回開催予定

(復興に当たっての市町の課題)

- ・住居を高台移転すると移転元地は非居住区域となるため，夜間人口40人/haを満たせず，嵩上げ整地費用の補助対象外となる。
- ・土地に抵当権が設定されている移転跡地の買取りに当たり，抵当権を円滑に解除できる仕組みが必要。

など

(効果が上がっている取組事例)

- ・仮設住宅における緊急通報・見守り・日常会話サービス
- ・住民代表と有識者等によるワークショップ形式でのまちづくり検討委員会の設置
- ・震災復興に市民・団体等の意見・要望を反映させる組織の設置
- ・住民への復興情報の丁寧な情報提供

など

県と沿岸15市町震災復興計画所管部課長会議(第1回)(H24.10.26)



(5) 自治体，支援者等における事例共有と被災者による情報共有を通じた協働

②被災者による情報共有

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：市民が主体となったまちづくり検討（岩沼市）

岩沼市は玉浦西地区に、甚大な住宅被害を受けた市内沿岸6地区を、集約して移転させることとしており、東日本大震災の被災地における集団移転先開発の中で最も早く現地着工（平成24年8月）している。

当地区のまちづくりにおいては、総合的にまちづくりの方針を検討することを目的として、学識経験者や集団移転対象地区の市民及び玉浦西地区周辺の市民からなる「玉浦西地区まちづくり検討委員会」を平成24年6月に設立している。

これまで9回にわたり議論を重ねており、平成24年9月19日、玉浦西地区のまちづくり方針及び土地利用計画を報告書として取りまとめ、委員長より市長へ報告したところである。

今後、岩沼市では報告を参考に、当地区の土地利用計画を具体化し、市民と協働した復興まちづくりを進めていくこととしている。

市民が主体となってまちづくりを考えるこの取組により、ハード整備だけでなく、コミュニティの形成など、生活面も含めた「まちのあり方」の議論も進み、持続可能な「まち」の形成に繋がると期待される。

グループワークの様子（第4回）



玉浦西地区土地利用計画【検討委員会報告】



(6) 災害の記録と伝承

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：東日本大震災メモリアルパーク構想

震災の記録と伝承のためには，震災津波博物館等の伝承施設と震災遺構の保存事業が重要であることから，政府要望において施設の設置と遺構の保存の財政支援を要望しているが，時期尚早として，未だ国は見解を示していない。

東日本大震災復興祈念プロジェクト調査研究事業などを行い，必要性を検討しているが，施設設置の目処がたない状況で，資料の散在や遺構の撤去が進んでいる。

また，保存・解体で住民の意見が割れている遺構もあり，対応に苦慮している被災市町もある。

◇困難な点，今後の課題等

課題：災害の記録を後世に伝える機能をもった施設の整備
震災遺構の保存のルールづくり，保存費用の財政支援
震災の記憶の風化防止

災害の記録の伝承は，個々の機関で収集するアーカイブの公開や散発的なパネル展示だけではまかないきれず，今後の災害防止に対応できない。今回の東日本大震災を総括し，後世に確実に伝えるためには，総合的な展示やしっかりした防災教育，大学の災害研究を住民に伝える機能をもった施設等の整備を国において検討する必要がある。

さらに，震災遺構は，生きた防災教育の拠点として重要な施設であるが，被災市町は，住民感情への配慮や多大な撤去費用の負担を回避するため，撤去せざるを得ない状況である。震災遺構は，復興のシンボル，防災教育の拠点，鎮魂として活用されるべきであり，「人命を守った施設」「防災上反省すべき施設」など，保存のルールづくりをする必要がある。また，保存の際の財政支援を検討すべきである。

震災の記憶の風化が都市部で著しく，被災地支援のモチベーションが下がり，復興の進捗への影響も懸念されている。震災津波博物館ができるまでの間，現在行っている様々な災害記録の伝承の取組を集約し，展示や情報発信を行う施設を集客の期待できる場所に速やかに整備する方向で検討していく必要がある。

(6) 災害の記録と伝承

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：3. 1 1 伝承・減災プロジェクト

東日本大震災による津波を契機として，これまでの海岸堤防等のいわゆるハード対策による津波対策には限界があり，今後の津波防災対策を考える上では，ソフト対策を組み合わせた総合的な「多重型の防災対策」の視点からの取組が重要である。

このため，津波防災意識の啓発するためのソフト対策として，事実を後世に伝承し，迅速な避難行動に繋がる様々な取り組みを「3. 1 1 伝承・減災プロジェクト」として積極的に推進する。

■語り部の裾野を拡げ「広く」伝承

県民への啓発活動（みやぎ津波防災月間，防災パネル展など）

（写真①・②）

毎年5月の「みやぎ津波防災月間」に，津波防災意識の向上を図るため，これまでも，地域と協働で様々な取組を行っており，本年も5月26日に「津波防災シンポジウム」を開催し，津波防災意識の啓発を図った。併せて，津波防災パネル展を開催し，復旧・復興の進捗に関する情報を積極的に行っている。

応援都道県への報告会の開催（写真③）

現在，本県の公共土木施設（土木部所管）の復旧・復興にあたり，28都道県から104名（平成24年4月1日現在）の自治法派遣の職員に応援をいただいている。

そこで，現在派遣を頂いている各都道県へ感謝もこめ，広く東日本大震災の教訓を伝え，派遣の御礼，継続要請とあわせ，本県の被害状況，復旧・復興に向けた取り組み，大震災を踏まえた今後の防災対策のあり方や課題等の報告を行った。

今回の報告会は，国が南海トラフの被害想定見直しを発表した直後のため，各県とも地震，特に津波に対する意識が高く，熱心に聴講して頂いた。



① 津波防災シンポジウムの様子
(県庁2階講堂で開催)



② 津波防災パネル展の様子
(春日PA常設展示)



③ 応援都道県での報告会の様子
(徳島県での報告会)

(6) 災害の記録と伝承

◇関連施策，うまくいっている取組等

取組：3. 1 1 伝承・減災プロジェクト

■ “記憶”より“記録”で「永く」伝承 津波浸水表示板の設置（写真④）

今回の津波の浸水区域や浸水高さを表示する事により，津波の記憶を風化させずに後世に伝える「しるべ」として，また，実物大のハザードマップとして，地域住民の防災意識の啓発や地域事情に不慣れな観光客等への注意喚起を図り，避難行動のきっかけに結びつく，命を守る取組を展開している。

津波資料のアーカイブ化

東日本大震災からの住宅・社会資本施設の復興の歩みとしての土木部の取組状況や，職員の証言（想い）として記録している。

また，県で撮影した資料以外にも，民間企業で記録した資料も収集し，今後の防災活動等に活用出来るよう，とりまとめている。



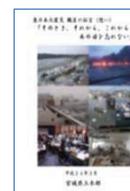
④ 津波浸水表示板設置事例
（宮城県石巻港湾事務所）



「東日本大震災復興元年半年の記録」
宮城県土木部



「東日本大震災1年の記録」
【宮城県土木部発刊】



「東日本大震災職員の証言(想い)」
宮城県土木部

◇困難な点，今後の課題等

課題：沿岸市町と県の協働

「3. 1 1 伝承・減災プロジェクト」を推進するには，今後，まちづくり計画の進捗に併せ，沿岸市町と県が協働で取り組む事が必要で，津波浸水表示板の具体的な設置箇所等も含め，今後，調整する事が重要である。

また，この取組を被災三県が同一視点で行う事により，広く知らしめることができ一層の防災意識の啓発が図れると期待され，協働展開の推進が重要である。

(6) 災害の記録と伝承

◇関連施策、うまくいっている取組等

取組：東日本大震災文庫の創設と資料の収集、公開

宮城県図書館では、東日本大震災に関する資料を広く収集・整理して後世に伝え、今後の防災対策や災害復興に役立てることを目的に東日本大震災文庫を創設した。

震災関連図書及び雑誌等は主として購入により収集し、自治体、学校、各種団体でまとめた報告書、記録集、広報誌（紙）あるいは震災当時の避難所等で使用されたオリジナル資料等については、寄贈により収集している。

また、必要に応じて市町村や関係部署、被災地等に出向いて直接資料の収集も行っている。

現在収集した資料は図書約1,000冊、雑誌500冊、新聞（平成23年3月11日～4月分の関東以西の新聞）27紙、視聴覚資料18点、ちらし・広報誌・掲示物等360点である。

収集資料のうち展示可能なものを中心に平成24年7月3日から「東日本大震災文庫」として一般利用者の閲覧に供している。（貸出可能資料もあり。）

特別展「東日本大震災文庫展」を下記日程により開催し、震災資料等を紹介した。

I 「絆の証し」	平成24年2月11日～ 5月31日
II 「3.11漫画家の祈りと激励展」	平成24年7月 3日～ 8月31日
III 「復興の道標」	平成24年9月 7日～11月25日

特別展「復興の道標」の展示



「東日本大震災文庫」の公開



◇困難な点、今後の課題等

課題：収集資料の保存と活用に係る関係機関間の連絡調整

図書館以外の震災関連資料を収集している部課、自治体、関連団体等との情報共有の場が少ない。

今後の資料の保存と利活用については、資料のデジタルアーカイブ化も含めて関係各所との調整が必要になる。